

西念寺本類聚名義抄の増補と脱漏

—観智院本との比較による標出漢字の有無について—

小林 恭治

中世の写本とされる観智院本類聚名義抄と近世写本の西念寺本類聚名義抄。この両者の成立の前後関係は、自明のことと思われていたが、貞荀伊徳氏が、西念寺本には「観智院本以前の旧態を伝える部分が見られる」とされたことなど（^①）により、観智院本と西念寺本は、その他の異本と比べて近しい関係にある（^②）とはいいうものの、西念寺本が観智院本の転写の系統の延長線上にあるものとは言えなくなつてしまつた。すなわち、この問題は、現存の写本としての成立時期ではなく、近世写本の西念寺本の系統の源が、中世写本の観智院本の成立よりも早いのではないかということにある。

ところで、記述の多い写本は記述の少ない写本を増補したものと考え、後の成立であると解釈されることから、

改編本系類聚名義抄においても、記述の多少が問題とされ、すでに、観智院本と西念寺本との比較調査がなされているが、西念寺本の記述の分量の方が多いとするもの⁽³⁾と、観智院本の記述の分量の方が多いとするもの⁽⁴⁾の二説があり、事実の認識に差異が見られる。この差異は、各々の調査における調査対象や調査範囲の相違に起因するもので⁽⁵⁾、西念寺本と観智院本の系統の問題を解明する上で、再調査の必要のあるものと考えられる。

そこで、観智院本と西念寺本の記述の多少に関して、再調査を行うこととした。その際の留意点としては、第一に、調査対象の資料の西念寺本は、西念寺本系の写本としては最善本と考えられる天理図書館現蔵本⁽⁶⁾とし、第二に、調査範囲は、零本である西念寺本の本文全体とした上で、完本である観智院本⁽⁷⁾と共通する範囲における本文すべての記述について、その分量を比較することとし、第三に、調査によつて得られた結果をすべて明示することとする。具体的な調査項目としては、次の七項目を想定し、それぞれについて、観智院本と西念寺本の立場から見た場合の異同を考察することとする。

- ・ 項目全体の有無
- ・ 標出漢字の有無
- ・ 漢字注記の有無
- ・ カタカナ注記の有無
- ・ 異本注記の有無
- ・ 振仮名の有無
- ・ 合点の有無

右の七項目すべての調査は膨大なものとなり、一度にそれらを考察することは不可能であるので、本稿においては、第二番目の「標出漢字の有無」の調査に限定し、最初に、観智院本に見えて西念寺本に見えない標出漢字について、次いで、西念寺本に見えて観智院本に見えない標出漢字について考察する。

本稿の目的は、観智院本と西念寺本の成立の前後関係を決定することではなく、西念寺本と観智院本の記述の分量を比較し差異を確認することである。そして、記述の分量が多い写本と少ない写本が存する場合、前者が後者を増補しているとして、記述の多い写本の方が後の成立であることは、危険視されている⁽⁸⁾。一方にのみ存する記述は、もう一方の脱漏であるかもしれないからである。そこで、何をもつて増補・脱漏とするかが問題になる。これについては、同じ改編本系類聚名義抄の高山寺本⁽⁹⁾、鎮国守国神社本⁽¹⁰⁾をも参照する。例えば、ある標出漢字が観智院本に見えて西念寺本に見えない場合、観智院本よりも早い成立であるとも言われている高山寺本や鎮国守国神社本⁽¹¹⁾にも相当する漢字が存するならば、それは観智院本の増補ではなく、西念寺本の脱漏と考える。逆に、その漢字が高山寺本、鎮国守国神社本にも存しないならば、観智院本の増補とする⁽¹²⁾。西念寺本に見えて観智院本に見えない場合にも同様である。この多数決の方針は、聊か乱暴な感はあるが、現状における最善の方法と考える。

さて、改編本系類聚名義抄においては、いわゆる親字と言われる標出漢字の一文字が大書され、これに対する注記が小書されるというスタイルが一般的であるが、本稿では、その大書される標出漢字の有無を問題とする。結果的に採取された用例の多くは、標出漢字に統いて、その異体字も大書されている場合に、その異体標出漢字の写本間での有無が問われるものが大半であるが、注記を持たない標出漢字の場合も存した。本稿では、こうした標出漢字について、観智院本に見えて西念寺本に見えない場合と、西念寺本に見えて観智院本に見えない場合について考

察する。比較調査の結果、観智院本に見えて西念寺本に見えないものは十一例、西念寺本に見えて観智院本に見えないものは二例、確認された。以下それらについて順次、詳しく見ていく。

一一

まず最初に、観智院本に見えて西念寺本に見えない十一例について考察する。

1 機		
観智院本 仏上14 4-1下		
(補aのB)		

補a

高山寺本	西念寺本	観智院本
A 機	A 機	A 機
精、	B 機 精、	B 機 精、

1 「機」(補aのB)は、観智院本に見えて西念寺本に見えない異体標出漢字である。補aに見るよう観智院本にはA「機」とB「機」、二つの標出漢字が連続して記されているが、西念寺本ではA「機」のみで、B「機」に相当するものは記載されていない。また、高山寺本も西念寺本と同様で、観智院本のB「機」に相当するものは

西念寺本類聚名義抄の増補と脱漏

ない。鎮國守国神社本には該当する項目自体が存しないので対照できないが、B「機」の記載が確認できるのは、改編本系の四本の中では觀智院本のみということになる。また、補aのそれぞれの写本の注記にも、これと係わりのありそうな異同も見られないことからも、B「機」が、西念寺本の脱漏とは考えられず、觀智院本における増補であると考える。

高山寺本	西念寺本	觀智院本	
<p>夢 ^A 性僧反憎</p> <p>僊 ^B 僊夢 ^C 音三</p>	<p>僊 ^A 憎人</p> <p>僊 ^B 上旨</p>	<p>僊 ^A 憎人</p> <p>僊 ^B 顛二云 僊</p> <p>僊 ^C 顛並上旨</p>	<p>僊</p> <p>觀智院本 仏上 19 6-2 下</p> <p>(補 b の C)</p>

補bを見ると、観智院本のC「僧行」に相当するものが西念寺本ではなく、高山寺本には存していることから、Cは観智院本の増補ではなく、西念寺本の脱漏と考えられるが、ここでは、その脱漏の原因が問題となる。状況が複雑なので、最初に、補bから看取される各写本の記述の問題点を列挙する。

イ、觀智院本と高山寺本では、CはB「僥僢僕」と一緒にまとめられて一項目となつており、両者は異体字の

関係にあるように記されているが、観智院本のBC項目の直前には、Cと同じ字形のAが独立した項目として立てられている。

口、高山寺本では、CとAの字形は異なつており、旁の一部がCでは「田」、Aでは「畠」となつており、Cは横画が一画多い。

ハ、Cに相当する標出漢字が見えない西念寺本では、B「僥」の注記に「二正」とあり、他の写本の「三正」と相違する。

ニ、観智院本・高山寺本の「三正」は、各々、標出漢字BとCとその冒頭の注記である「頬(頬)」を指すものと考えられるが、「二正」とある西念寺本においては、脱漏しているCを除いた標出漢字Bと、その注記「頬」を指すものと考えられる。

ホ、西念寺本のBの冒頭の注記「頬」と次の「二正」の間には「、」が記されており、これは「也」の略号と解され、「頬、」は「頬也」の意と解される。

ヘ、西念寺本のBの注記「二正」が、他の写本では「三正」とあることと、「頬、」が「二正」の真上に記されていることから、「、」と次の「」を併せて「三」を意味するとも考えられ、「三」の第一画目が「、」と誤写された可能性も考えられる。

まず、イのAとCについて、一般の漢和辞典において、一つの標出漢字が二箇所に記載されることは有り得ないが、名義抄では、そうしたことが有り得るので、必ずしも観智院本のCが誤写であるとは言えず、また、口については、Aの注記の内容は、高山寺本のCに対しても矛盾していないと思われるから、高山寺本のCが元来はAと同

字であつた可能性もあるので、高山寺本のCの字形が本来の姿であるとも断定できない。

ここで、西念寺本のCの脱漏の原因として、一つの仮説が考えられる。すなわち、西念寺本が観智院本に近いことから、西念寺本の脱漏以前のCの字形は、観智院本のC「傍」と同じであつた可能性が高い。とするところ、西念寺本のCの脱漏は、AとCが同字であることを記述の重複と考えた人物による意識的な削除であると考えられる。故に、ハ・ニに言う西念寺本の異体字注記「二正」は、Cの削除と整合性を保つために「三正」から改訂したものと考えられる（第一案）。

しかし、ホに示したように、西念寺本の「頬、」は「頬也」であるとすると、「頬」は意義注になつてしまい、異体字注記ではないことから、異体字注記「二正」が指示する対象の一つがなくなつてしまい、矛盾が生じることになる。また、観智院本のようにA=Cの場合、Aの注記「忙僧反」とBの注記「薨音」からすれば、両者の漢字音の相違から、CがBの異体字であることにも矛盾があるのでないかと思われる。そして、高山寺本のようCとAが異なる場合も、C「傍」の漢字音はBではなくAと同様のものであるはずで、こちらもCをBの異体字とすることには問題があるよう思う。

ここで、もう一つの仮説が考えられる。すなわち、AとCの字形の異同に関係なく、BとCの漢字音の矛盾に気づいた人物が、CをBの異体字とすることを良しとせず、記述の合理性を保つ手段としてCを削除したと考える。（第二案）。しかし、この場合、そこまで記述内容を理解する人物が、西念寺本のBの注記の「頬、二正」の文字列を「頬 三正」と解釈し、「二正」と改めないでいることは不審である。また、やはり「頬也 二正」と手直ししたのだとすると、「頬」を異体字と考えていないこと、「二正」の記述はまたしても矛盾することになる。

以上、西念寺本のCの脱漏の原因として一つの仮説を立ててみたが、どちらも合理性をつき詰めると破綻してし

まう。先のイ～への事象を相互に関連づけて、合理的に解釈しようとすること自体が考え過ぎなのかもしれない。

二つの仮説に共通するのは、動機に関係なくCを積極的に削除しようとした意志の存在が想定されることと、記述内容に対する理解度の低さである。そこで、理解度の低さの点を重視すれば、「BとCの漢字音の矛盾に気づいた人物」よりも「AとCが同字であることを記述の重複と考えた人物」の方が、単純で想像しやすい人物像であると思われるので、今のところは第一案の方をとることとし、それに伴う矛盾点は別次元の問題とすることとする。

補bのABCは漢字音としては同一にならないと思われるが、意義的にはほぼ同義である。名義抄における異体字の概念には検討の余地があるのかもしれない。また、「一正」「三正」の指示示す対象にAを含める可能性についても検討の必要があるかもしれない。

補c

高山寺本	西念寺本	觀智院本
A 偽 偽 ^B (後略)	A 偽 ^A 上谷危 ^B (後略)	A 偽 偽 ^B 上首危 賜又
11ウ	10ウ	仏上 20 2-3下

3

偽

觀智院本
仏上 20
2-3下

(補cのB)

偽

観智院本
仏上 29
1-3 下

(補dのB)

補cの観智院本のB「偽」は、西念寺本に見えず、高山寺本には存しているので、西念寺本の脱漏と考えられる。そして、その西念寺本の注記には、「上谷」と見えるが、Aの一字しか存しないので、この「上」と指示しているのは無意味となってしまっている。

ところで、各写本の標出漢字を詳細に見ると、どれも微妙に異なつており、厳密には、補cに見える五つの標出漢字に同じ字形のものは一つもない。まず、各写本に共通して記されていると考えたAの標出漢字は、西念寺本では人偏の次の3画目と4画目を点二つで記しているが、高山寺本ではこれを続け書きし、さらに、5画目の左払いを6画目の横画と交わるように記している。これに対し観智院本のAでは、他では4画目の点と5画目の払いとしていたものを一続きにしてしまっており、この4画目の左払いは、5・6・7画目の横画とそれぞれ交わつてしまふ。また、西念寺本では最後の「𠂇」を四つの点で記しているのに対し、観智院本・高山寺本では横画一つにまとめてしまっている。次のBの漢字についても、観智院本の「𠂇」は四つ点だが、高山寺本では横画一つにまとめている。二つの標出漢字を立てている観智院本と高山寺本においては、それぞれのAとBは確かに字形に相違が見られるが、それは相対的に異なつてゐるだけのような感がある。恐らくは、Aは人偏の次に「為」を書くタイプ、Bは人偏の次に「偽」を書くタイプであるとしたかつたのではないかと思われるが、五つの標出漢字はどれも思い思いの字形をなしており、類聚名義抄が異体字の情報を記載することをも目指していたとすれば、これは重大な問題である。しかし、それについては今後の課題とし、ここでは問題点を示すのみに留めたい。

鎮国守国 神社本	高山寺本	西念寺本	觀智院本
違 <small>A</small> 力主反又カ 僕反連、 母 <small>B</small> 母 <small>C</small> 違 <small>D</small> 谷	違 <small>A</small> 母 <small>B</small> 母 <small>C</small> 違 <small>D</small> 下倍	違 <small>A</small> 力主反又カ 僕反連、 母 <small>B</small> 母 <small>C</small> 違 <small>D</small> 連、 母 <small>E</small> 母 <small>F</small> 違 <small>G</small> 母 <small>H</small> 母 <small>I</small> 違 <small>J</small> 母 <small>K</small> 母 <small>L</small> 違 <small>M</small> 母 <small>N</small> 母 <small>O</small> 母 <small>P</small> 母 <small>Q</small> 母 <small>R</small> 母 <small>S</small> 母 <small>T</small> 母 <small>U</small> 母 <small>V</small> 母 <small>W</small> 母 <small>X</small> 母 <small>Y</small> 母 <small>Z</small>	違 <small>A</small> 力主又カ僕メ 連、 母 <small>B</small> 母 <small>C</small> 違 <small>D</small> 正、 母 <small>E</small> 母 <small>F</small> 母 <small>G</small> 母 <small>H</small> 母 <small>I</small> 母 <small>J</small> 母 <small>K</small> 母 <small>L</small> 母 <small>M</small> 母 <small>N</small> 母 <small>O</small> 母 <small>P</small> 母 <small>Q</small> 母 <small>R</small> 母 <small>S</small> 母 <small>T</small> 母 <small>U</small> 母 <small>V</small> 母 <small>W</small> 母 <small>X</small> 母 <small>Y</small> 母 <small>Z</small>
上6才	27才	27ウ	仏上50

迷

觀智院本
仏上50
2-2

(補 e の D)

高山寺本	西念寺本	觀智院本
備 <small>A</small> 備 <small>B</small> 備 <small>C</small> 備 <small>D</small> 下倍	備 <small>A</small> 下谷公 公頂反	備 <small>A</small> 備 <small>B</small> 備 <small>C</small> 備 <small>D</small> 下谷公頂又
16才	15ウ	仏上29

補 d の觀智院本の B 「備」は、西念寺本に見えず、高山寺本には存しているので、西念寺本の脱漏と考えられる。西念寺本の注記の冒頭には、觀智院本や高山寺本と同様に「下谷」とあるところから、西念寺本においても本来は、觀智院本や高山寺本のように、標出漢字が二字であつたものと推測される。西念寺本において、B 「備」を意識的に削除したのであるのなら、こうした注記の記述は改められているはずであるから、これは不注意による脱漏と思われる。⁽¹³⁾

補 e の觀智院本の D 「迷」は、高山寺本と鎮国守国神社本には対応するものが見えるが、西念寺本には存していないので、D は西念寺本の脱漏と考えられる。

西念寺本に記されている C 「違」の注記に「一谷」とありながら、それに対応する漢字が C 一つしか見えないことから、恐らくは觀智院本の D に相当するものが、Cとともに一つの項目とし

て記されていたであろうことが推測される。故に、西念寺本において脱漏する以前のD相当の漢字が、その他の写本と同様に、俗字として扱われていたことも推測される。

しかしここで、西念寺本において、Cを「俗字」としてしまっていることには問題が存する。というのも、西念寺本のCの字形は、二項目前に記されているAの字形と全く同じであるからである。つまり、「二谷」の注記に従えばCと同字形であるAも俗字ということになる。その他の写本を見ても、Bが「正」という注記は共通して存するが、Aの字体に関する注記は見えないから、Aが俗字であっても矛盾はないところであるが、AとCが同じ字体であるかどうかは判断できない。また、観智院本と鎮国守国神社本のCには注記が一切記されていないが、高山寺本においてCDとまとめられている項目の注記に「下俗」とあり、これを、Dは俗字であるけれどもCは俗字ではないという意であると考えると、西念寺本とは矛盾してしまうことになる。さらに、高山寺本と鎮国守国神社本のCとDの字形は、Cに横画が一つ多い程度の相違で、両者は極めて類似しているけれども、それに比して、観智院本のCとDの字形には大きな差異が認められる。

以上の点にもとづいて、西念寺本のDが脱漏した事情を考えてみたい。

まず、西念寺本のCの注記に「二谷」とあつたことから、西念寺本にDが記されていた際には、CとDが一項目にまとめられており、観智院本のようにCとDの間に空欄が存してはおらず、西念寺本のCDの記載状況は高山寺本や鎮国守国神社本と同様であつたものと思われる。高山寺本のCDの注記「下俗」は西念寺本の「二谷」と異なるが、鎮国守国神社本に見るよう、一項目にまとめられているCDに「谷」とだけ記されていたのであれば、CDの両者が俗字であると解することが可能とはならないだろうか。

高山寺本の「下俗」という注記からは、CDの両者を俗字と解釈する考えは生まれないであろうから、このCD

の記載状況としては、鎮国守国神社本の状態が最も原初的であつたのではないかと推測される。この場合のCが俗字であるか否かは不明瞭である。そしてそこから、「下俗」として、Dのみが俗字であると積極的に指示する高山寺本の系統が派生する一方、西念寺本のDの脱漏以前の状況のように、「二谷」として、Cも俗字であることを積極的に支持するものも登場する。CとDを別項目に分けた観智院本の場合は、俗字はDのみであると解している点では高山寺本と同じ考え方であつたわけである。西念寺本と観智院本が近いとはいえ、この観智院本の状態から西念寺本の「二谷」が生じるとは思われないから、西念寺本の系統と観智院本の系統が分かれる時点においては、この状況は鎮国守国神社本のようなものであつたはずである。

Cが俗字であるかどうかの真偽は別として、西念寺本においてはCD両者が俗字扱いであつたことが、Dが脱漏した理由であろうと思われる。CとAが同字であるのなら、Cの方を削除すればよいのではないかと思われるが、そうでないのは、項目の中でDがCの次であつたからとしか考えられない。Dを選択したのだとすれば、これは不注意による脱漏というよりも積極的な削除なのかもしれない。そして、西念寺本のDの字形は、観智院本のように、Cの字形からはかなり相違したものよりも、高山寺本や鎮国守国神社本のCとDのように極めて類似したものであつたのであれば、削除を思い立つ原因の一つになるのではないだろうか。

さらに西念寺本のCの字形がAと同形であることからすると、その他の写本のCの字形も、元来はAと同じであつたかもしれません、西念寺本以外のCの項目に何の注記もないということは、そのことを支持している可能性が存する。これは、名義抄に項目を採取する際に、AやBの項目と、CとDの項目とでは、情報源が異なつていたためではないかと考えられる。

<u>逝</u>
観智院本 仏上 60 1-1 下

(補 f の B)

鎮国守國 神社本	高山寺本	西念寺本	觀智院本
<u>逝</u> ^B ヌク ノカル	<u>逝</u> ^B ヌクノカル	<u>逝</u> ^A ヌクノカル	<u>逝</u> ^A <u>枯</u> ^B ヌクノカル

上 10 ウ 32 才 33 才 仏上 60

補 f を見ると、觀智院本のみに、A B 二種類の標出漢字が見られるが、觀智院本では、A が「枯」に「ニ」としているのに対して、B では「枯」の木偏を「十」としているところに相違が存する。西念寺本の A は、觀智院本の Aにおいて「枯」の「古」を「舌」に記しているものと思われるけれども、その左の部分を觀智院本と同様に「木」としている点が一致しているところから、これを觀智院本の A に相当するものと考える。

これにより、西念寺本には觀智院本の B に相当するものが記されていないということになるのであるが、これを単純な西念寺本の脱漏とはできない。というのは、高山寺本と鎮国守國神社本においては、觀智院本の B に相当する「逝」のみが記されており、A 「逝」が記されていないからである。

本調査における、西念寺本になくて観智院本に見える標出漢字の「増補」と「脱漏」の判断基準は、高山寺本と鎮国守国神社本とも比較した上で、観智院本のみに見える場合は「観智院本の増補」、西念寺本のみに見えない場合は「西念寺本の脱漏」とするというものであつた。すなわち、他の二写本に対して、観智院本のみが異質であるか、それとも西念寺本のみが異質であるかという点に着目していれば問題が解決されるはずであつたが、今回の場合は、その方法だけでは判断不能となつてしまふのである。これら四写本の状況を解釈するには、別の視点が必要である。

まず、高山寺本と鎮国守国神社本においてAのタイプが存在しない以上、Aの有無によつて観智院本と西念寺本のグループと、高山寺本と鎮国守国神社本のグループに二分類できる。西念寺本が観智院本と系統的に近いとする説に、このグループ分けは齟齬しない。とすれば、本来、ここの項目の標出漢字は一字のみで、その一字を、A「遁」に記す観智院本と西念寺本のような系統の写本と、B「遁」に記す高山寺本と鎮国守国神社本のような系統の写本とが、あらかじめ対立していたのではないかと考える。そうした対立を認めるならば、次の二つの解釈が考えられる。一つは、Aを記していた観智院本では、異系統の写本からBの情報を得て、それを増補したが、西念寺本ではそうしなかつたために、西念寺本にBの記載が見えないこととなつたとするもので、もう一つは、Aを記していた観智院本と西念寺本の系統では早くから異系統の写本からBの情報を得て、ABの両者を記していたが、西念寺本において、Bの脱漏が生じたとするものである。

前者は、西念寺本の系統の源流が現存の観智院本に先んじるという説に合致するものであり、この場合は「観智院本の増補」と判断される。後者は、冒頭のAではなく、二つ目のBが見えなくなつてゐる点で、今回の調査で「西念寺本の脱漏」と推測されるその他の場合と傾向が一致することになり、この場合は「西念寺本の脱漏」とい

西念寺本類聚名義抄の増補と脱漏

補gに見るよう、觀智院本に見えるB「謎」が西念寺本には見えない。このBは高山寺本と鎮国守国神社本には存しており、さらに、どの写本においても、この項目の注記には「五俗」とあることから、ここには五つの標出漢字がなくてはならないはずであるが、西念寺本では、Bがないために、標出漢字が四つになってしまって、

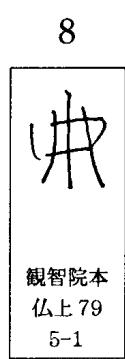
7
魅
観智院本
仏上71
6-4.2

うことになる。二つの解釈は、このままで、どちらとも判断できないが、今回の調査全体からすると、「観智院本の増補」よりも「西念寺本の脱漏」の方が多い傾向が見られる。その点を考慮に入れると前者よりも後者の可能性が高いように思われる。そこで現在のところは後者の説にしたがつて、西念寺本においてはBが脱漏しているものとする⁽¹⁴⁾。

「五俗」という注記と矛盾を生じてゐる。以上の点から、Bは西念寺本の脱漏と考えられる。

ところで、この五つの漢字の配列は、観智院本のABCDEを基準とすると、西念寺本は、そこからBが脱漏したACDEの順だが、高山寺本と鎮国守国神社本では、ABDCEの順になつてゐる。こうした状況を、酒井憲二氏の提唱する「類似字形配列意識」⁽¹⁵⁾にしたがつて考えてみようと思う。これらA-Eの漢字の右上部分に着目すると、字形の類似が直感的に確認されるのは、Aの「禾」とBの「米」、そして、Cの「典」とEの「曲」であろう。残つたDの「柔」は「木」の字画を含むということで、C・EよりもAの「禾」やBの「米」の方に関係が認められる。とすれば、これらの配列順としては、DをA・Bの次に記し、CとEを隣接させている高山寺本・鎮国守国神社本のABDCEの順の方が、観智院本・西念寺本のABCDEの順よりも、より整理されているように思われる。前項の考察の際にも観智院本と西念寺本のグループと高山寺本・鎮国守国神社本の配列順の方が、より調整されてゐることが確認された。

西念寺本のB「魅」の脱漏もA「魅」との類似性の問題とかかわりがあるのでないかと思われる。



8の「中」は、本来、観智院本の、この例の一行後（仏上79・7行目）の標出漢字「中」を記すはずのものが、「何らかの事情で中断し、掲出字を見消したものの痕跡」⁽¹⁶⁾であつたとされてゐるものである。書写作業を中断したことで、標出漢字のみの記載となつてゐる。便宜的に本稿の考察の対象に含めたが、西念寺本は勿論、その

補 h

9

他の異本にも、これは記されていない。誤写ではあるが、それが観智院本の系統のみの事件であつたかどうかは不明である。

嫂

観智院本
仏中9
5-1下

(補 h の B)

鎮国守国 神社本	高山寺本	西念寺本	観智院本
嫂 A 嫂 B 谷通 ヒ×	嫂 A 嫂 B 俗通 ヨメ	嫂 A 俗通 ヨメ	嫂 A 俗通 ヨメ
上 26 オ	52 ウ	55 ウ	仏中 9

補 h に見るように、観智院本の B 「嫂」に相当するものが、西念寺本には見えないけれども、高山寺本と鎮国守国神社本には B に相当するものが記されており、西念寺本の B は脱漏していると考えられる。

ところで、各写本の注記の冒頭には、どれも「俗通」とあり、これは「上字が俗字で下字が通字」の意と考えられるが、西念寺本において、標出漢字が A 「嫂」のみというのは、辻褄が合わない。また、A についても西念寺本以外では旁を「叟」にしているところを、西念寺本では「叟」として、簡略に記しており、標出漢字の字形や注記の

内容に対する理解など、作業に対する姿勢が随分と粗雑な印象を受ける(17)。

10

女幼
観智院本
仏中9
6-1下

(補・iのB)

補・i

鎮国守国 神社本	高山寺本	西念寺本	観智院本
女幼 A 女幼 B 女幼 二古 上杳	女幼 A 女幼 B 女幼 二俗 宍幼字 音杳	女幼 A 女幼 B 上杳	女幼 A 女幼 B 二古 宍幼字 上杳
上26才	52ウ	55ウ	仏中9

補・iに見るように、観智院本のB「媯」に相当するものが、西念寺本には見えない。高山寺本・鎮国守国神社本には、Bに相当するものが見えているので、これは西念寺本における脱漏と考えられる。

観智院本の注記の冒頭には「二首」とあり、ABがともに俗字であるとされており、高山寺本・鎮国守国神社本においても同様であるものの、西念寺本においては、それが「土谷」とあるように見える。これは一見したところ、A「媯」の漢字音注記であるかのように思われるが、四写本における、この項目の末尾に「土杳」とあるように、「土谷」がAの漢字音を示しているとは考えられない。これは、その他の写本の注記にあるように「二俗」の「二」

が「土」に誤つて記されたものであろうし、「谷」も俗字の意と思われる。

しかし、西念寺本においては、この「二谷」の「二」が「土」と誤記された方が、標出漢字がA「媯」一つであることと、見掛け上は、矛盾しなくなるのも事実である。ここに西念寺本の「土」が「二」のつもりで書かれているとは到底考えられないから、書写者がA「媯」の漢字音を「谷」と誤解していたとも考えられるが、西念寺本の「二谷」の「二」に見るよう、西念寺本では、「音」の略字「土」を書く際には一画目の縦画をかなり長く書く癖が存するようであるから、それを「、」のように書いている「二谷」の「土」は「音」の略であるという意識がなかつたのかもしれない。

もう少し想像をたくましくして、仮に、Bが抹消された後に、「二」を「土」のように記したのだとすれば、Bを削除した人物が、その辻褷合わせのために「二」を「土」に記したか、また、Bの脱漏した写本を転写する際に、A一つしかない標出漢字に対しても、「二谷」という注記の方が誤つていると考えて、別人が「二」を「土」の誤りであろうと勝手に解釈して変更した、という二つが考えられる。前者の場合は書写作業に不誠実であつたことになり、Bの脱漏は意識的な削除となる。後者の場合、Bの脱漏は不注意かもしれないけれども、その後の転写者には、A「媯」の漢字音に対しても理解や関心がなかつたということになる。いずれの場合も西念寺本の価値を低める行為であつたと断ぜざるをえないが、想像が過ぎるかもしれない。

補j

鎮国守國 神社本	高山寺本	西念寺本	觀智院本
A 女 嬢 B 上達 カサヌテ トツ、トツ、ス ムスキナル 上 26 ウ	A 女 嬢 B 上達 音達トキカサヌテ カサヌテ ムスキナル 53 才	A 女 嬢 シニトトシスムタハ ムスキナル 56 才	A 女 嬢 トシキカサヌテ ムスキナル ムスキナル 仏中 10

補jに見るようすに、觀智院本のB「嬢」に相当する標出漢字が西念寺本には見えない。そして、高山寺本・鎮国守國神社本には、そのBに相当するものが存しているので、これは西念寺本の脱漏と考えられる。

このABに関しては注記に「正字」「俗字」等の異体字に関する記述が存しないけれども、各写本ともにこの直後の項目に「正」の注記を有する標出漢字「嬢」があり、本項目に対応するものと思われる。本項目の標出漢字ABは「正字」以外である可能性がある。

次に、西念寺本に見えて觀智院本に見えない標出漢字の場合であるが、これについては一例が存する。ここでも

前節と同様に高山寺本や鎮国守国神社本とも比較対照をする。

S-1

候

西念寺本
17ウ
3-4上

(補kのA)

高山寺本	西念寺本	觀智院本
A 候 胡溝及	Z 候 胡溝及 候 谷類字	A 候 胡溝及 候 谷類字
B 候 倍劍字	B 候 倍劍字	B 候 谷類字
C 候 倍頭字	C 候 倍頭字	C 候 谷頭字

21
21
18

17ウ

仏上 32

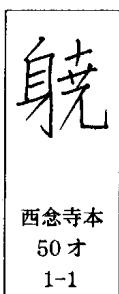
補kの西念寺本では、A「候」B「傾」と二つの標出漢字がまとめて記されているが、こうした状況は觀智院本や高山寺本にはない。そして、觀智院本と高山寺本のAは、西念寺本のZ「傾」に対応する位置に記されているのである。

名義抄においては一行が四段に等分割されて、そこに一項目ずつ記載されるのが原則で、例えば、ある行の一段目の項目の注記が少なくて分割されたスペースにゆとりがあつたとしても、次の項目は必ず二段目のスペースに記載されて一段目のスペースを犯すことが原則的ではない。しかし、西念寺本においてはそうした原則が守られないことも多く、項目の注記が少なく、スペースにゆとりがあれば、どんどん次の項目を詰めて記しているので、西念寺本のAがBと同じ段に記されているからといって、AとBの両者が「谷類字」という注記に対する標出漢字であ

るとは限らないのである。

西念寺本のA「傾」の字形を見れば、B「傾」よりもむしろZ「傾」に類似しているのは明らかである。そこで考えられるのは、西念寺本の系統ではZのように記されていたところを、異本と比較した際にAのように記されていることを知った人物が、異本注記のような意味でZの項目の注記の後の空いているスペースにAを書き加えたのではないかということである。本来、Aは、Zの項目のスペースの中に記されていたが、転写の過程でBと一つの項目をなしていいるかのように記されてしまったのではないかと思われる。

S-2



西念寺本
50才
1-1

(補1のB)

高山寺本	西念寺本	觀智院本
B 躊 妹 遙 又 46ウ	A 躊 躊 妹 遙 又 49ウ 50才	A 躊 妹 遙 又 仏上 84

西念寺本のZ「傾」は人偏に「上」、「天」と書くが、高山寺本のAでは人偏に「ヒ」、「矢」として、西念寺本のA「傾」と同形である。觀智院本のAは虫損が問題だが、人偏の次に「上」ではなく「ヒ」を書いているように見えるが、その次は「天」でも「矢」でもなく「矢」としている。西念寺本のZに相当する項目の標出漢字は写本により「ゆれ」が存するようである。しかしながら、西念寺本で追記されたと思われる西念寺本のAは、觀智院本のAではなく高山寺本のAのようである。西念寺本のAは高山寺本系統の写本から情報を得て追記した増補と考えられる。

補1に見るように西念寺本にはA「曉」B「曉」二つの標出漢字が記されているが、観智院本と高山寺本には各々一つずつしか記されていない。観智院本のAは虫損によりやや確認が困難であるが、こちらは旁の部分の横画が四本ある「堯」のように記されているものと思われ、西念寺本のAに相当しているものとし、同じく旁の部分の横画の数が一本少ない「堯」のように記されている高山寺本Bは西念寺本のBに相当するものとした。

以上のことから、観智院本には見えない西念寺本のBは、高山寺本系統の写本からの情報を追記したものとし、増補されたものと考えられる。

四

以上の考察から、まず、本稿の第二項で考察した観智院本に見えて西念寺本に見えない標出漢字、全十一例の問題についてまとめてみたい。

観智院本の増補	1
西念寺本の脱漏	3、4、5、6、7、9、10、11
西念寺本の意識的削除	2
観智院本の誤写を伝えたもの	8

増補の行為者には「増補する」という明確な意志が存するのに対して、脱漏の場合には、それが意識的な「削除」

であるのか、偶発的な「見落とし」あるいは「書き漏らし」であるかの識別は困難である。今回、2において、C 「傍」がAと同字形であることから、意識的な削除と考えた以外は、西念寺本の脱漏とした。

しかし、脱漏とした3～7、9～11において、例えば、標出漢字にAB二つが存する場合には、二つ目のBが脱漏し、5のようなCDの場合も二つ目のDが脱漏するというように、観智院本を基準にした際の、二つ目の標出漢字が見えなくなるという傾向が看取される。5の考察では疑問のままでしたが、これは偶然であろうか。複数の標出漢字が列記される場合は異体字ということもあるが、それぞれの字画が類似するから誤写を起しやすいとも考えられるが、類似しているからこそ、転写の際にはよく留意して各々の字形を見比べるということも考えられる。

そこで、西念寺本の「脱漏」・「削除」としたものとの例を見直すと、4・5・7・10は「俗字」、9は「通字」。11については資料としては特に示さなかつたけれども、四写本とも直後に「正字」の注記を持った項目「隣」が記されており、11が「正字」以外である可能性が高い。6については異体字注記の問題とは無関係なようである。

以上のことを考えると、「俗字」や「通字」など、重要性の低いものを意識的に削除する傾向が存するのではなくいかという疑いがもたれるが、西念寺本には同様の記載状況であるにもかかわらず「脱漏」していないものも存しており、また、3のように異体字関係の記述は見えないが、「正字」としてよさそうなものもあるから、全体的な視点からは、「正字のような重要な標出漢字以外の二つ目のものを意識的に削除している」とは言えない。しかしながら、それらの項目で脱漏が生じたのは偶然であり、何かの気まぐれなかもしけないが、二つ目の標出漢字が記されないのは偶然ではなく、二つ目を記さなかつた人物には、二つ目であることを軽視する姿勢が存したものと思われる。

また、標出漢字の一つが脱漏してしまつた場合でも、注記に標出漢字二つ分の異体字に関する記述が見えるもの

も多く、注記が変更されているように見えるのは2と10くらいであつたが、注記の変更がないということを、脱漏が単なる見落としであることの証拠とするか、変更するのも面倒なくらいに書写作業の簡略化を目指していたことの証拠とするかは、判断に迷うところである。また別の側面からの調査の必要があろう。

次に、第三項で考察した西念寺本に見えて観智院本に見えない標出漢字の一例である。両者ともに鎮国守国神社本に対応する記述がないこと、また、観智院本の虫損が問題ではあるが、先に述べた推察が正しければ、西念寺本が高山寺本系統の写本の情報をどのようにして入手できたかは不明ではあるものの、S—1、S—2とともに、高山寺本系統の記述を異本注記のような形で追加記入したものと思われる。これは先の観智院本に見えて西念寺本に見えない場合を考察した際に、西念寺本の脱漏が多かつたこととは、転写の姿勢に矛盾が存するようにも考えられるが、西念寺本における脱漏と増補が、必ずしも同一人物の手による転写の際に生じたものとは断定できない以上、西念寺本における脱漏と増補の問題は別々に扱わなくてはならないと言えよう。しかしながら西念寺本に積極的な増補の姿勢があることを重視すれば、脱漏についても積極的な削除である可能性を決して無視できないとも言える。西念寺本はこれまで粗雑な写本であるとの指摘が多かつたように思われるが、それは西念寺本の一つの側面を述べただけのものとしなければならないと思われる。

注記

1、貞茹伊徳「日本の字典 その一」(『漢字講座』2 明治書院 平成元年8月)。また小林恭治「天理図書館現蔵西念寺本類聚名義抄における観智院本との成立の前後関係について」(『訓点語と訓点資料』記念特輯 平成10年3月)においても西念寺本に観智院本

よりも古い状態を確認している。

- 2、犬飼守薰「改編本系類聚名義抄諸本に見られる合点の考察—成立論の手がかり—」（『愛知県立惟信高等学校研究紀要』第五号 昭和49年3月）、山本秀人「改編本系類聚名義抄における新撰字鏡を出典とする和訓の増補について—熟字訓を対象として—」（『国語学』第一四四集 昭和61年3月）、草川 昇「『類聚名義抄』小考—四本比較から見た—」（『鈴鹿工業高等専門学校紀要』第19卷 第1号 昭和61年）、同「類聚名義抄和訓小考」（田島毓堂・丹羽一彌編『日本語論究2 古典日本語と辞典』所収 和泉書院 平成4年10月）、佐々木勇「天理図書館蔵正平七年写本『最勝王經音義』の性格—類聚名義抄諸本との比較を中心に—」（『鎌倉時代語研究』第十一輯 武藏野書院 昭和63年8月）。
- 3、岡田希雄『類聚名義抄の研究』（一條書房 昭和19年6月）第二篇第三章、および、注2の草川昇氏の二つの文献参照。
- 4、渡辺 実「西念寺本蓮成院本類聚名義抄について—関西大学現蔵本の紹介を機に原名義抄の編成の推定に及ぶ—」（『島田教授古稀記念国文学論集』所収 昭和35年3月）。
- 5、詳細については、小林恭治「西念寺本類聚名義抄における増補と脱漏について—観智院本から見た項目の有無について—」（『鶴見大学仏教文化研究所紀要』第5号 平成12年4月）を参照されたい。
- 6、天理図書館現蔵の西念寺本については、平成8年7月の調査による。
- 7、『類聚名義抄 観智院本仏』（天理図書館善本叢書和書之部第32巻 八木書店 昭和51年9月）、『類聚名義抄 観智院本法』（同、第33巻 八木書店 昭和51年11月）の複製本による。但し、用例の所在については、便宜上、慣例に従い風間書房版によつた。
- 8、渡辺氏は注4の論考において、「もし注文に富む名義抄に、注文に乏しい名義抄の注文が全部含まれてゐる、といふやうな場合なら話は別だが、相互に出入のある場合（西念寺本と観智院本とはこの場合である）には、他の根拠がない限り、成立の前後関係は決定できないとする方が穏やかではないかと思ふ」とされている。
- 9、『和名類聚抄・三賓類字集』（天理図書館善本叢書和書之部第2巻 八木書店 昭和46年11月）の複製本による。
- 10、『鎮國守国神社本藏本三賓類聚名義抄』（勉誠社 昭和61年1月）の複製本による。
- 11、注2の犬飼氏の文献および同氏の「改編本系類聚名義抄諸本の成立事情—熟字にかかる問題点の一考察—」（『愛知県立惟信高等

学校研究紀要』七 昭和51年3月)。草川昇「改編本系名義抄相互の関係—標出文字・和訓の面からの一考察」(『訓点語と訓点資料』第六十八輯 昭和57年5月)。注2の山本氏の文献。但し、鎮国守国神社本が観智院本に先行するとする説には、望月郁子「鎮国守国神社藏『三賓類聚名義抄』小考—改編本系『類聚名義抄』諸本中における蓮成院本の位置—」(『大野晋先生古稀記念論文集 日本研究—言語と伝承—』 角川書店 平成元年12月)に異説もある。

12、該当する調査範囲において、鎮国守国神社本には欠落している箇所が多く、対照不可能な場合が存するが、その際には高山寺本のみで判断することとする。

13、B「備」の必要性を感じず、書写を面倒がつたかもしれないが、それは想像が過ぎると思われるのでここでは取らないこととする。

14、さらに、その他の解釈として、西念寺本ではBが脱漏し、高山寺本・鎮国守国神社本では、それぞれAが脱漏したというのも考えられなくはないが、それでは偶然が重なりすぎると思われるので解釈の候補からは除外した。

15、酒井憲二「類聚名義抄の字順と部首配列」(山田忠雄編『本邦辞書史論叢』所収 三省堂 昭和42年2月)

16、15の酒井氏の文献参照。酒井氏はこれを、「見セ消チ」が転写の過程で文字らしく変化したものとされている。それに従えば、現存の観智院本の底本になつたもの、もしくはそれ以前のものにおいて「見セ消チ」がなされたことになるが、高山寺本、鎮国守国神社本、西念寺本には、こうした記述は存しない。現在確認されるそれらの異本以外の写本が存在していたことになる。

17、ちなみに、補hの鎮国守国神社本のカタカナ注記「ヒメ」は、高山寺本で「ヒメ」となつていて、この「ヒ」の字形が「ヒ」と類似していることが原因で生じた誤写と考えられる。しかし誤写とはいいうものの、カタカナ注記が鎮国守国神社本の系統においては高山寺本と同様であつたと推測され、観智院本と西念寺本で「ヨメ」と記されていることからすれば、鎮国守国神社本の記述は高山寺本により近いということができよう。また、「ヨ」よりも「ヒ」の方が古い字体と考えられているから、この記述に関しては、高山寺本・鎮国守国神社本の系統が、「ヨ」とする観智院本・西念寺本の系統よりも古いものと思われる。それにしたがえば、観智院本の「ヨメ」の注記の「ヨ」と「メ」にそれぞれ声点が付されていることが問題となつてくる。江戸期の写本であり、また、随分と粗雑な書写である西念寺本に声点が付されていないのは、やむを得ないものの、成立が観智院本よりも古いた考え方で、西念寺本に声点が付されていないのは、どういうことになるであろうか。ここで

の様子からすれば、改編本系類聚名義抄の原本の段階で、声点のすべてが付されていたのではないのではないかという疑念が持たれる。観智院本の第一帖篇目の凡例ともいうべき箇所には、「片假名有朱點者皆有證據亦有師說」とあるけれども、この記述は観智院本にしか存しない。名義抄の編纂にあたつて、用例採取の際に、最初から朱點の付されたものもあつたであろうし、なかつたものもあつたであろう。こうした状況で、朱點に統一的な意味を与えているのは、観智院本だけなのかもしれないということが考えられる以上、朱點が存する方が原初形態に近いとは、必ずしも言えないということになる。詳しくは今後の課題としたい。

〔付記〕 本稿は、第七十七回訓点語学会研究発表会（平成九年十月十七日　於　山形大学）において、「西念寺本類聚名義抄における増補と脱漏について」と題して口頭発表したもの的一部をもとに加筆訂正したものである。